

令和2年度予算編成方針について

1 経済状況と国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、「潜在成長率の引き上げによる成長力の強化」「成長と分配の好循環の拡大」「誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくり」の3つの視点を重視して取り組みを推進するとしている。

地方行財政については、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫をいかせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について検討するとともに、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取り組みを促進している。

また、令和2年度の概算要求に当たっての基本方針の中で、地方交付税交付金等については、基礎的財政収支対象経費のうち年金・医療等及び復興対策に係る経費を除いた経費は引き続き、前年度当初予算額の100分の90の範囲内で要求することとされていることに注視する必要がある。

今後、国から公表される令和2年度の地方財政収支見通し及び地方財政計画においても、地方財政にとって引き続き厳しい状況となることが予想されるため、国の動向を注視し情報収集に努める必要がある。

2 本町の財政状況

本町の平成30年度決算状況を見ると、歳入の根幹である町税が減額となっている。人口減少に伴う生産年齢人口の減少により、個人町民税はここ数年減少しており、この傾向は今後さらに継続するものと推測される。また、地方交付税については、令和2年度の国の概算要求では、消費税率の引き上げに伴い、総額6,398億円(4.0%)の増額が示されているものの、今後の予算編成課程において変動する可能性がある。さらに、ゴルフ場利用税の廃止も依然

として議論されており、歳入の確保は、引き続き厳しい状況が見込まれる。

歳出では、義務的経費のうち、高齢化に伴う医療、介護等による社会保障費のほか公債費が増加している。さらに、消費税率引き上げに伴う、幼児教育無償化により、公費負担の増加が見込まれる。

また、老朽化した公共施設等の維持管理費や委託料等の物件費は横ばいとなっており、平成30年度の経常収支比率は88.9%となり前年度対比で0.8ポイント増加し、財政構造の硬直化が一層懸念される場所である。

その他の指標についても、実質公債費比率は3.2%となり前年度対比0.2ポイントの増、将来負担比率も7.3%で前年度対比1.5ポイントの増とともに微増となっている。さらに、台風19号による災害復旧工事や防災行政無線デジタル化工事などの大規模な公共工事に伴う起債により、今後、公債費の増加が見込まれるため、計画的・効率的な財政運営の強化に努める必要がある。

3 令和2年度予算編成方針

第1 総論

令和2年度予算編成に当たっては、第5次越生町長期総合計画のまちづくりの基本理念を踏まえ、平成28年度に策定した「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標を着実に推進するため、自主財源の確保を強化し、より一層の創意工夫を図り、限られた財源の有効的な活用に向け、全庁を挙げて組織的・横断的に予算編成に取り組むことが重要である。

そのためには、全ての職員が現在の厳しい財政状況について十分理解したうえで、これまでの事務事業における成果及び課題を徹底的に検証することが求められる。

現在、実施している事業の必要性、優先度、内容等を改めて精査し、さらなる経費縮減を図り、持続可能な財政基盤の確保に取り組むものとする。

第2 予算編成の基本的な考え

令和2年度予算編成に当たっては、高齢化に伴う医療、介護等の社会保障費、老朽化した公共施設等の維持管理費の増加が見込まれるが、人口減少問題への取り組みとして、福祉・子育て支援や教育環境の充実、観光・商工事業や農林業の支援強化など、各種重要課題に適切に対応し、首都圏内外から、流動人口

や関係人口の増加を図り、移住・定住を促進し、もって越生町の特色ある活性化を進めるものとする。

投資的事業では、安全安心なまちづくりを進めるため、防災行政無線デジタル化工事、町道1-7号線改良工事などの大型公共工事が予定されている。更に、台風19号による災害復旧工事も緊急を要している。

また、来年度から会計年度任用職員制度が始まり、人件費の増加が見込まれるところである。

これら高度・多様化する行政需要に的確に対応するためには、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、前例踏襲からの脱却による事務事業の見直しが必要であり、それぞれの事業・施策がどのような政策目標の達成のために予算化されたものかを再確認するとともに、目標達成のために最小の経費で最大の効果を上げられるようゼロベースで検討することとする。

また、執行方法や執行体制を含めた積極的な事業の見直しを行うほか、創意工夫を念頭に、各課（局）内で十分議論を尽くしたうえで予算編成に取り組むものとする。

第3 予算編成に関する基本的事項

- (1) 当初予算は、原則として通年予算を編成するものとし、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。年度途中の補正は制度の改正に伴うもの及び災害関連経費等、緊急性を求められるもの以外は原則として認めない。
- (2) 歳入の合理的な確保を図るとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹して、創意工夫と節度ある財政運営を堅持すること。
- (3) 実施計画及び概算要求に掲げた事業のみ予算要求の対象とする。この事業以外で要求が必要なものは、十分な内容を精査したうえで、別途詳細な資料をもとに予算ヒアリングに臨むこと。
- (4) 新規事業は、真に住民福祉の充実に寄与する緊急不可欠なものとして重要施策のみに限定すること。この場合、既存の経費の組み替えや節減合理化により、必要な財源を極力捻出するとともに、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (5) 既存の事務事業については、内容及び効果を十分検討すること。既に初期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、類似事業の整理統合など徹底した見直し

しを図ること。

- (6) 国、県支出金を財源とする事業については、国、県の予算編成の動向や行財政改革に伴う制度改正を的確に把握し、事業効果、負担区分のあり方等を十分検討して事業の選択に努めること。
- (7) 各事業については、執行計画を事前に十分検討し、年度内に確実に終了するよう特に留意すること。
- (8) 経常経費の節減、合理化についても重要課題と認識し、引き続き、さらなる一般行政経費の抑制に努めること。
- (9) 議会及び監査委員からの指摘や要望事項、並びに住民からの請願、陳情、要望等については特に留意し、緊急性、必然性を十分検討したうえで対応すること。
- (10) 継続費及び債務負担行為を設定する場合については、事業の規模、年割額等を十分検討し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (11) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準ずることとし、特に企業会計は「独立採算」の原則に基づき、経営的視点に立って今後の見通しについて十分な検討を行い、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。